

## 件名

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則について

## 提案理由

公文書検索・閲覧システムによる外部公開前の情報を適切に確認する体制を整備し、同システムへの不開示情報の誤掲載を防止するため、埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

## 概要

### 1 現行規則の内容

#### (1) 埼玉県教育局等文書管理規則

埼玉県教育局及び埼玉県立教育機関（県立学校を除く。）における文書等の管理について基本的な事項を定めるもの

#### (2) 埼玉県立学校文書管理規則

埼玉県立学校における文書等の管理について基本的な事項を定めるもの

## 2 改正の内容

### (1) 文書管理責任者の事務の追加

文書等の管理に関する事務の指導及び改善をする事務に加え、公文書検索・閲覧システムに掲載される文書等の書誌情報の提供を承認する事務を追加する。

### (2) 文書公開情報確認者の新設

文書等の完結に関する事務及び公文書検索・閲覧システムに掲載される文書等の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、文書公開情報確認者を新設する。

## 3 施行期日

令和6年8月1日

改 正 案	現 行
<p>埼玉県教育局等文書管理規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(文書等の管理体制)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 文書等の管理に関する事務を指導し、及び改善させ、<u>並びに埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第三十五条に規定する公文書を検索するための資料として一般の利用に供する公文書の書誌情報(次項において「書誌情報」という。)</u>の提供を承認させるため、課及び所に文書管理責任者を置く。</p> <p><u>3 文書等の完結及び前項の承認を受ける前の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、課及び所に文書公開情報確認者を置く。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第五条～第十一条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>埼玉県教育局等文書管理規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(文書等の管理体制)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 文書等の管理に関する事務を指導し、及び改善させるため、課及び所に文書管理責任者を置く。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第五条～第十一条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>埼玉県立学校文書管理規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(文書等の管理体制)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 文書等の管理に関する事務を指導し、改善し、及び処理させ、<u>並びに埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第三十五条に規定する公文書を検索するための資料として一般の利用に供する公文書の書誌情報(次項において「書誌情報」という。)の提供を承認させるため、学校に文書管理責任者を置く。</u></p> <p>3 <u>文書等の完結及び前項の承認を受ける前の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、学校に文書公開情報確認者を置く。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第五条～第十一条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>埼玉県立学校文書管理規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(文書等の管理体制)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 文書等の管理に関する事務を指導し、改善し、及び処理させるため、学校に文書管理責任者を置く。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第五条～第十一条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「改善させ」の下に「、並びに埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第三十五条に規定する公文書を検索するための資料として一般の利用に供する公文書の書誌情報(次項において「書誌情報」という。)の提供を承認させ」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 文書等の完結及び前項の承認を受ける前の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、課及び所に文書公開情報確認者を置く。

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「処理させ」の下に「、並びに埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第三十五条に規定する公文書を検索するための資料として一般の利用に供する公文書の書誌情報(次項において「書誌情報」という。)の提供を承認させ」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 文書等の完結及び前項の承認を受ける前の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、学校に文書公開情報確認者を置く。

附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。